

料金改定による単価改定

市民の皆さまには、日頃から水道事業の運営に対しまして、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
安心・安全な水を安定して供給するため、令和8年6月1日以降の検針分から、水道料金を改定させていただくことになりました。
今後とも、一層の経費節減、効率的な運営に努めますので、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

上水道(令和8年6月1日水道検針分より改定)

新旧 水道料金単価表(1か月あたり:消費税を含む)

給水用途	料金区分	水量区分	改定前 料金単価	改定後 料金単価
家庭用 <small>一般家庭における日常生活に使用</small>	基本料金	5㎡まで	1,224円	1,343円
		5㎡を超え10㎡まで	41円	45円
	超過料金 (1㎡あたりの単価)	10㎡を超え40㎡まで	203円	223円
		40㎡を超えるもの	253円	278円
業務用 <small>業務用一般に使用 (他の給水用途以外のもの)</small>	基本料金	10㎡まで	1,846円	2,025円
	超過料金 (1㎡あたりの単価)	10㎡を超え40㎡まで	230円	252円
		40㎡を超えるもの	255円	280円
湯屋用 <small>公衆浴場で使用</small>	基本料金	200㎡まで	10,162円	改定なし
	超過料金 (1㎡あたりの単価)	200㎡を超え500㎡まで	65円	改定なし
		500㎡を超えるもの	66円	改定なし
工業用 <small>工場、事業場等で使用</small>	基本料金	150㎡まで	25,661円	—
		120㎡まで	—	27,945円
	超過料金 (1㎡あたりの単価)	150㎡を超え200㎡まで	71円	—
		120㎡を超え200㎡まで	—	77円
		200㎡を超えるもの	206円	224円
船舶用		1㎡ごとに	325円	357円
臨時用 <small>工事その他で臨時に使用</small>	基本料金		492円	540円
	超過料金	1㎡ごとに	335円	367円

※1 湯屋用については、今回料金の改定はございません。

※2 ここでいう「公衆浴場」とは「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」第2条に規定する「公衆浴場」のことです。

●水道料金に関するお問い合わせ先●

今治市水道お客さまセンター TEL : 0898-32-6760
TEL : 0897-82-1220 (島しょ部の方)
今治市 上下水道部 水道総務課 TEL : 0898-36-1576 FAX : 0898-23-0389

下水道(改定なし)

下水道使用料単価表(1か月あたり:消費税を含む)

用途	料金区分	水量区分	料金単価
一般用 <small>湯屋用以外の汚水</small>	基本料金	10㎡まで	1,256円
		10㎡を超え20㎡まで	179円
	超過料金 (1㎡あたりの単価)	20㎡を超え30㎡まで	219円
		30㎡を超え50㎡まで	241円
		50㎡を超え100㎡まで	251円
		100㎡を超え200㎡まで	265円
		200㎡を超えるもの	277円
温泉を併用するもの <small>(塔ヶ谷地区)</small>	基本料金		3,957円
	従量料金 (1㎡あたりの単価)	210㎡まで	170円
		210㎡を超え500㎡まで	217円
		500㎡を超え1,000㎡まで	229円
		1,000㎡を超えるもの	237円
湯屋用 <small>公衆浴場による汚水</small>	超過料金 (1㎡あたりの単価)	200㎡まで	5,957円
		200㎡を超え700㎡まで	33円
		700㎡を超えるもの	37円

※下水道使用料については、今回料金の改定はございません。

●下水道使用料に関するお問い合わせ先●

今治市 上下水道部 下水道業務課 TEL : 0898-36-1570 FAX : 0898-33-3609

◆使用水量ごとの料金(給水用途:家庭用・業務用)は、裏面の早見表をご覧ください。